

本庄市と株式会社日本ウォーターテックスとの包括連携に関する協定書

埼玉県本庄市（以下「甲」という。）と株式会社日本ウォーターテックス（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用し、協働の取組を推進することにより、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。ただし、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- （1） 高齢者、障害者、生活困窮者及び子ども等について何らかの異変に気付いた場合の情報提供に関すること
- （2） 道路の異状等を発見した場合の情報提供に関すること
- （3） 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合の情報提供に関すること
- （4） 空き家の異状等を発見した場合の情報提供に関すること
- （5） 災害時における協力に関すること
- （6） その他市民サービスの向上等に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

3 甲及び乙は、第1項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討・実施により知り得た情報を、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 甲及び乙は、この協定を廃止した後も、前項に定める守秘義務の責務を負うものとする。

る。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年3月29日

埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

甲 埼玉県本庄市

本庄市長

埼玉県幸手市緑台1丁目19番11号

乙 株式会社 日本ウォーターテックス

代表取締役